不利益処分についての審査請求に関する規則に規定する書面の様式を定める規程

令和３年８月31日

人事委員会訓令第１号

不利益処分についての審査請求に関する規則に規定する書面の様式を定める規程

（趣旨）

第１条　この規程は、不利益処分についての審査請求に関する規則（令和３年香川県人事委員会規則第18号。以下「規則」という。）第69条の規　定に基づき、規則に規定する書面の様式を定めるものとする。

（書面の様式等）

第２条　次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(１)　規則第３条第１項の規定によって提出すべき書面　審査請求書（第１号様式）

(２)　規則第３条第４項の規定によって提出すべき書面　審査請求書記載事項変更届出書（第２号様式）

(３)　規則第６条第３項の規定によって提出すべき書面　審査併合（分離）申立書（第３号様式）

(４)　規則第７条第２項前段の規定によって提出すべき書面　審査請求人地位承継届出書（第４号様式）

(５)　規則第７条第５項の規定によって提出すべき書面　審査請求人地位不承継申出書（第５号様式）

(６)　規則第８条第１項の規定によって提出すべき書面　審査請求取下書（第６号様式）

(７)　規則第９条第１項の規定によって提出すべき書面　処分取消（修正）通知書（第７号様式）

(８)　規則第９条第２項の規定によって提出すべき書面　審査請求継続（取下）申出書（第８号様式）

(９)　規則第10条の規定によって提出すべき書面　取消判決等確定届出書（第９号様式）

(10)　規則第12条第２項後段の規定によって添付すべき書面　代理人資格証明書（第10号様式）

(11)　規則第12条第６項の規定によって提出すべき書面のうち、代理人の選任又は解任に係るもの（第13条第３項の規定によって提出すべき場合を含む。）　代理人選任（解任）届出書（第11号様式）

(12)　規則第12条第６項の規定によって提出すべき書面のうち、主代理人の指定又は変更に係るもの　主代理人指定（変更）届出書（第12号様式）

(13)　規則第14条第２項の規定によって提出すべき書面　代理者選任（解任）届出書（第13号様式）

(14)　規則第15条第３項の規定によって提出すべき書面　代表者選任（解任）届出書（第14号様式）

(15)　規則第19条第３項の規定によって提出すべき書面　審査方法変更申出書（第15号様式）

(16)　規則第21条第２項の規定によって提出すべき書面　口頭審理期日変更申立書（第16号様式）

(17)　規則第34条第２項の規定によって提出すべき書面　証拠申出書（第17号様式）

(18)　規則第39条第３項の規定によって提出すべき書面　証人尋問欠席届出書（第18号様式）

(19)　規則第40条第２項の規定による書面　宣誓書（第19号様式）

(20)　規則第47条第２項の規定によって提出すべき書面　鑑定申立書（第20号様式）

(21)　規則第48条第２項の規定によって提出すべき書面　検証申立書（第21号様式）

(22)　規則第50条第３項の規定によって提出すべき書面　口頭意見陳述申立書（第22号様式）

(23)　規則第58条第１項の規定によって提出すべき書面　裁決書更正申立書（第23号様式）

(24)　規則第59条第２項の規定によって提出すべき書面　再審請求書（第24号様式）

(25)　規則第64条で準用する第３条第４項の規定によって提出すべき書面　再審請求書記載事項変更届出書（第25号様式）

２　前項第10号から第14号までに掲げる書面には、これらの書面を提出する者が記名押印又は署名をしなければならない。

（雑則）

第３条　この規程に定めるもののほか、規則に規定する書面の様式に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この訓令は、令和３年９月１日から施行する。